

平成31年第1回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成31年1月8日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	協議第1号 小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策について
第3	報告事項 1 小金井市制60周年記念小金井School音楽祭及び絵画コンクールについて
	2 小・中学生SNS利用実態調査結果【速報値】
	3 働き方改革キャンペーン月間の状況について
	4 小金井市立中学校部活動の在り方に関する方針
	5 その他
	6 今後の日程
第4	代処第1号 職員の分限処分に関する代理処理について
第5	代処第2号 職員の分限処分に関する代理処理について

協議第1号

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策について

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策について協議を求める。

平成31年1月8日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策の策定に当たり、本案について協議を求めるものであります。

小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

一人一人の子供が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められる。

そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「第2次明日の小金井教育プラン」・「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 知育・徳育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

- (ア) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。
- (イ) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために、全教員が研究授業に取り組み指導案等を公開する。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。
- (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開するために、年間指導計画の充実、授業改善推進プランの作成・活用、児童・生徒による授業評価の実施、授業公開の充実を図る。
- (エ) 学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する研修の充実を図る。

イ 学校における個別学習支援の充実

- (ア) 学生ボランティアや地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。
- (イ) 東京学芸大学等と連携して放課後等の学習の充実を図る。

ウ 家庭学習の充実

- (ア) 学校と家庭が連携して家庭学習の習慣化を図るとともに、宿題や予習・復習などの学習課題の充実を図る。
- (イ) 家庭学習のすすめや保護者向け資料「ハートコンタクト」を作成し、家庭での学習習慣の確立やそのための方法等についての啓発を図る。

エ 情報教育の充実・教育の情報化

- (ア) 家庭・地域との連携の下、ICT機器の正しい使い方やインターネットやSNS等の利用に関するモラルやマナーを身に付けるための情報モラル教育の充実を図る。

- (4) 授業において、効果的にICT機器を活用することで、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、学習内容への興味関心を引き、わかりやすい授業を展開する。また、教員研修の充実を図る。
- (5) 論理的思考育成に向けた、プログラミング教育の推進を図る。

(2) 心の教育

ア 人権教育の充実

- (7) 教育活動全体を通じて、人権尊重の理念の定着を図るために人権教育を一層推進し、偏見と差別のない望ましい人間関係を確立する。
- (8) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめのないまち小金井宣言」の実現に向け、小金井市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、学校と家庭、地域社会が連携し「いじめを絶対に許さない」ことを児童・生徒の心に浸透させる。
- (9) 小金井市子どもの権利に関する条例のリーフレット、人権教育プログラム（東京都教育委員会）等を活用し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、鋭い人権感覚を身に付けた自立した個人を育てる教育を推進する。
- (10) 小金井市男女平等基本条例の男女両性の本質的平等の理念に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重されることを児童・生徒に理解させ、その具現化を図る男女平等教育を推進する。

イ 豊かな心の育成

- (7) 児童・生徒が、自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にする等、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう心の教育の充実を図る。
- (8) 児童・生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指した「特別の教科 道徳」の充実を図る。
- (9) 児童会・生徒会が主体となって、道徳心や公共心、礼儀正しく生活できる力が育つような校内の取組を推進する。
- (10) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、その歴史や意義を学んだり、我が国と世界の国々の歴史や文化、習慣等を体験したりすることで、進んで平和な社会の実現に貢献しようとする児童・生徒を育成する。
- (11) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進や道徳授業地区公開講座の充実を図り、社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育む教育を推進するとともに、郷土小金井を愛し共に生きる子供を育成する。

ウ 教育相談の充実

- (7) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを活用し、学校における組織的な教育相談体制を強化し、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。
- (8) 児童・生徒が抱える多様な課題等の対応に当たっては、状況に応じて関係機関等との連携を図りながら、組織的な対応の充実に取り組む。
- (9) 不登校等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを学校の生活指導や教育相談組織の中で活用することで、学校の教育相談機能を充実させる。また、教育相談所、もくせい教室及び他の相談機関との連携を深め、児童・生徒等に対する教育相談体制の充実を図る。
- (10) スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用することで、児童虐待や家庭の状況等に起因する問題行動等の未然防止、早期発見及び改善を図る。

エ 社会貢献精神の育成

- (7) 社会の一員としての自覚を高め、規範意識等を育むために、教育計画に基づき、教職員の適切な指導のもと、社会体験活動やボランティア活動等の充実に努める。
- (8) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

オ ふるさと教育の推進

- (7) 日本や世界の伝統・文化に触れる異文化教育や小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶふるさと教育を通じて、多様な文化や郷土に対する理解を深めるとともに、国際的視野を広める教育を推進する。
- (8) 児童・生徒及び教員が、郷土の自然や人、社会や文化、産業と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見や愛着心を育むために、積極的に地域と関わる。

(3) 健康教育

ア 食育の推進

食育リーダーによる指導方法の研究を行い、食育を推進する。新入生に食育リーフレットを配布することで、家庭における食生活の大切さの理解向上を図る。また、給食では、地場野菜を活用し、和食献立

を充実させる。

イ 児童・生徒の体力向上

- (7) 東京オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動を通して、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しみながら、体力の向上を図る。
- (8) 体力向上推進委員会による児童・生徒の体力調査の実施、分析をもとに体育的活動の改善に努め、体力のさらなる向上を図る。
- (9) 関係機関と連携した保健教育を推進し、健康で安全な生活を送る能力や態度の育成を図る。

(4) 福祉教育心のバリアフリー事業の推進

- ア 障害のある人との交流活動や福祉体験活動等に取り組み、自他を尊重する心や障害についての理解教育の充実を図る。
- イ 障害のある人との相互理解を深め、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶための交流教育の充実や副籍制度に基づいた交流及び共同学習を推進する。

(5) 特別支援教育の充実

- ア 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた多様な学びの推進に向け、巡回相談、専門相談、校内委員会を充実させる。
- イ 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた指導、支援の充実に向け特別支援教室の設置や効果的な活用、合理的配慮の提供等についての研究を推進する。
- ウ 全教職員の特別支援教育に関する資質、能力を高めるために、校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会を充実させる。
- エ 特別支援教育支援員を配置し、学校における学習支援や日常生活上の介助等を含め、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を一層充実させる。
- オ 特別な支援を必要とする子供のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

2 教育環境の整備

(1) 学校地域連携の推進

- ア 校長のリーダーシップのもとに、学校の自主性と自律性を確立し、学校、家庭、地域と連携・協力した特色ある教育活動を推進することで各校の教育力の向上を図る。

- イ・小金井市公立学校運営連絡会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、開かれた学校づくりを一層推進する。
- ウ 学校評価に基づき、学校の教育活動を積極的に保護者や地域住民に説明し、効率的で透明性の高い学校運営を推進する。
- エ 全校で地域や近隣の大学、研究所、高度教育機関等との連携を深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の整備の充実を図る。
- オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守り等の取組を推進し、通学路や学区域内での児童・生徒の安全確保に努める。

(2) ICT環境の整備

PC教室の台数・機器の更新を検討し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、次期学習指導要領に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設整備等の推進

- ア 学校教育の質的向上を図るため、施設・設備及び教育機器等の教材・教具、図書等を充実させるとともに有効活用に努める。
- イ 安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1) 生涯学習の推進

- ア 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、文化・スポーツに親しみ、その成果を地域社会の活動に反映できるよう第3次小金井市生涯学習推進計画に沿って施策の推進に努める。
- イ 学校、家庭、地域がその役割と責任を自覚し、相互に連携協力して地域全体で教育力を高める活動を推進する。
- ウ 地域の貴重な資源である大学、文化施設、NPO等市民団体と連携して生涯学習施策を推進する。
- エ 退職前後の中高年層を対象として、学習の機会や情報を提供し、地域活動への参加を推進する。
- オ 市民の学習活動に資するため、市報やホームページ等を活用し、積極的に情報提供に努める。

(2) 青少年教育の推進

- ア 家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。
- イ 子供たちの安全安心な居場所づくりとして、学校、家庭、地域と一体となって実施している「放課後子ども教室」事業の充実を図る。

ウ 清里山荘指定管理者と連携し、青少年が豊かな人間関係や社会性を育んでいくことができるよう、自然体験教室、ふれあい体験教室等多くの体験活動の機会を提供するとともに、自然や科学に対する関心を深め、創造性豊かな青少年の育成に努める。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

ア 幼児期から高齢者までの市民が、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の場を提供し、健康・体力づくりを推進する。小金井市スポーツ推進計画を、スポーツ関係団体や市民と協働して推進する。

イ 楽しむスポーツから競技スポーツまで、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ団体の活動を支援する。

ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ団体と連携して、指導者の育成・派遣等の指導体制の充実を図る。

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

ア 貴重な文化遺産を後世に継承していくため、埋蔵文化財の調査・保存・市指定文化財の保存及び郷土芸能の伝承を支援していくとともに、文化財センターの機能の充実を図る。

イ 市民の郷土に対する理解を深め地域資料を利活用するため、古文書等の調査を進め、市史編纂資料集等を刊行する。

ウ 市民が生涯を通じて、地域の歴史や文化財に親しむことができるよう、文化財等の解説や学習団体の支援の充実を図る。

エ 史跡玉川上水、名勝小金井（サクラ）の整備活用を通して、東京都及び市民団体と協働してヤマザクラ並木の歴史的景観を復活させる等、協働のまちづくりを推進する。

(5) 公民館の充実

ア 誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共にふれあう身近な公民館運営に努める。

イ 公民館運営に公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、市民参加を図り、関連諸機関や市民団体とも協働して充実を図る。

ウ 事業の実施には、地域社会との連携に努め、団体・サークルやNPO法人等の諸機関・諸団体とも協力して充実を図る。

エ 主催講座については、地域的・今日的な課題、心豊かに生きることのできる学びの充実を図り、市民の自主的・自発的な学習活動の推進を支援する。

オ 市民の学習活動に機材・教材を提供し、活動の場の環境整備に努め

る。

カ 広報活動に市民も参加し、情報の提供に努める。

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定を進める。

(6) 図書館の充実

ア 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「なんでも」利用できる図書館運営に努める。

イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、図書館施策を推進する。

ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努める。

エ 図書館の利便性向上のため、利用者用インターネット端末の拡充、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ＩＣタグの導入などのＩＣＴ化推進について検討を進める。

(7) 社会教育施設の整備

ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の整備充実を図る。

イ 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、施設の整備充実を図る。

ウ 公民館、図書館、体育館、学校など既存施設の有効活用を積極的に推進する。

エ 震災の経験を踏まえた施設のあり方を検討する。

教育目標・基本方針・教育施策 新旧対照表

平成31年度	平成30年度	備考
<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の教育目標</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。</p> <p><u>一人一人の子供が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。</u></p> <p>小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「<u>みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市</u>」を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。</p> <p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の基本方針</p> <p>【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】 国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、<u>持続可能な社会の創り手となることが求められる。</u></p> <p>そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推</p>	<p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の教育目標</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。</p> <p><u>同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。</u></p> <p>小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「<u>萌えるみどりのふるさと小金井</u>」の市民の育成を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。</p> <p style="text-align: center;">小金井市教育委員会の基本方針</p> <p>【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】 国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。</p> <p>そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推</p>	<p>前文</p>

進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められる。

そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

平成31年度教育施策

1 知育・徳育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

(7) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。

(4) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために、全教員が研究授業に取り組み指導案等を公開する。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。

(9)及び(2) 省略

イ及びウ 省略

エ 情報教育の充実・教育の情報化

(7)及び(4) 省略

進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

平成30年度教育施策

1 知育・徳育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

(7) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する問題解決型の学習を取り入れることで思考力・判断力・表現力等の育成を図る。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。

(4) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために全教員が外部講師等を招いた研究授業に取り組む。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。

(9)及び(2) 省略

イ及びウ 省略

エ 情報教育の充実・教育の情報化

(7) 論理的思考育成に向けた、プログラミング教育の推進を図る。

(2) 心の教育

ア 省略

イ 豊かな心の育成

(7) 省略

(4) 児童・生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指した「特別の教科 道徳」の充実を図る。

(7)～(4) 省略

ウ 教育相談の充実

(7) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを活用し、学校における組織的な教育相談体制を強化し、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。

(4)～(7) 省略

エ及びオ 省略

(3) 省略

(4) 心のバリアフリー事業の推進

ア及びイ 省略

(5) 特別支援教育の充実

ア及びイ 省略

ウ 全教職員の特別支援教育に関する資質、能力を高めるために、校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会を充実させる。

エ及びオ 省略

(7)及び(4) 省略

(2) 心の教育

ア 省略

イ 豊かな心の育成

(7) 省略

(4)～(7) 省略

ウ 教育相談の充実

(7) いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができる学校の組織体制の構築、強化を推進するとともに、教員研修の充実を図る。

(4)～(7) 省略

エ及びオ 省略

(3) 省略

(4) 福祉教育

心のバリアフリー事業の推進

ア及びイ 省略

(5) 特別支援教育

特別支援教育の充実

ア及びイ 省略

ウ 特別支援教育にかかわる教員の資質、能力を高めるために、特別支援学級設置校長会、特別支援学級推進委員会、特別支援教育研修会を充実させる。

エ及びオ 省略

追加

追加

(4)以下を順次降番

項目整理

項目整理

2 教育環境の整備

- (1) 省略
- (2) ICT環境の整備

PC教室の台数・機器の更新を検討し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、次期学習指導要領に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設整備等の推進

- ア 省略
- イ 安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

- (1)及び(2) 省略
- (3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ア及びイ 省略
- ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ 省略

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

- ア 省略
- イ 市民の郷土に対する理解を深め地域資料を利活用するため、古文書等の調査を進め、市史編纂資料集等を刊行する。

ウ及びエ 省略

2 教育環境の整備

- (1) 省略
- (2) ICT環境の整備
ICT機器の整備

PC教室の台数・機器の更新を検討し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、次期学習指導要領に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設 学校施設整備の推進

- ア 省略
- イ 安全・安心な教育環境整備づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

- (1)及び(2) 省略
- (3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ア及びイ 省略
- ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ 省略

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

- ア 省略
- イ 市民の郷土に対する理解を深め、市勢発展に資するため、「小金井市史」資料編・通史編を「小金井市史編さん年次計画」に基づき、順次刊行する。

ウ及びエ 省略

削除

項目整理

追加

<p>(5) 公民館の充実 ア～カ 省略 キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定を進める。</p> <p>(6) 図書館の充実 ア 省略 イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、図書館施策を推進する。 ウ及びエ 省略</p> <p>(7) 省略</p>	<p>(5) 公民館の充実 ア～カ 省略 キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定に向けて、検討する。</p> <p>(6) 図書館の充実 ア 省略 イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、図書館施策を推進して行く。 ウ及びエ 省略 オ <u>将来の生涯学習の充実と発展を図るため、図書館の在り方について検討を進める。</u></p> <p>(7) 省略</p>	<p>削除</p>
--	---	-----------

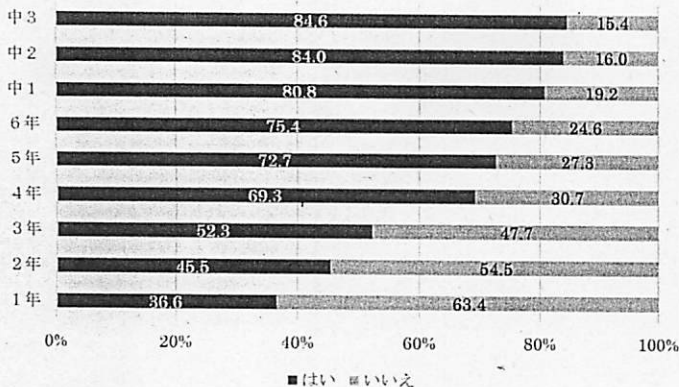
話し合おう！インターネットの使い方

市教育委員会では、市内公立小・中学校に通う児童・生徒のSNSの利用実態について総点検を行い、現状を把握して対応することにより、いじめや犯罪の未然防止を図ることを目的に、「SNS利用実態調査」を実施しました。この度、その調査結果がまとまりましたので、ご紹介します。インターネットは身近で便利なものです。安全で楽しく使っていただくために、ぜひご家庭で使用にあたってのルールを決め、その危険性について話し合ってください。

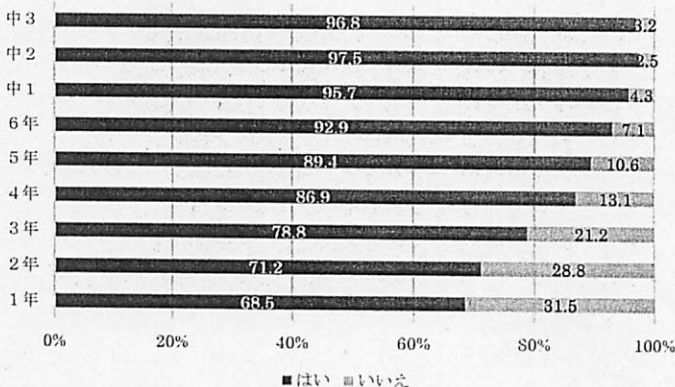
【調査期間】平成30年11月9日～平成30年11月22日
 【調査方法】アンケートによる調査
 【調査対象】市内公立小・中学校に通う全児童・生徒 (7,097人)
 【問合せ先】学校教育指導室 (☎042-387-9877)

※今回の調査では、携帯電話とスマートフォンに限定せず、インターネットにつながるゲーム機等も対象として調査を実施しています。インターネットにつながる環境があれば、いじめや犯罪等に巻き込まれる危険性があるためです。また、小学校1年生から中学校3年生までを調査対象としているため、子どもの視点から見た調査結果になっています。

自分用のスマートフォン、インターネットに接続できるタブレット・ゲーム機・コンピュータを持っている(※)



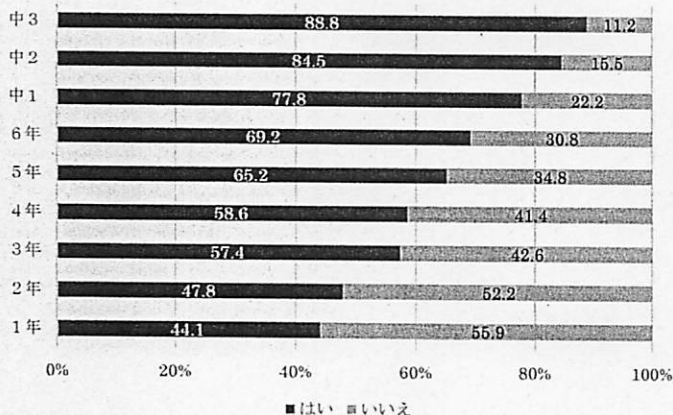
家にスマートフォン、インターネットに接続できるタブレット、ゲーム機、コンピュータがある(※)



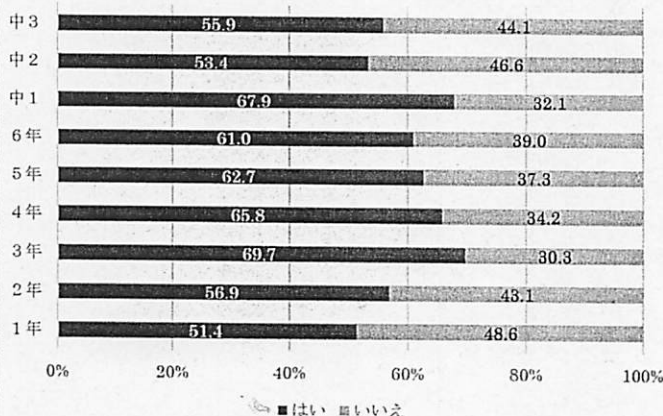
自分用として自由に使える、インターネットにつながる機器があるかどうかの調査です。小学校1年生でも約3割の子どもが持っていることがわかります。学年が上がるにつれて、所持率が上がっていることがわかります。

家に、インターネットにつながる機器があるかどうかの調査です。学年が上がるにつれて、所有率が上がっています。小学校高学年以上では、ほとんどのご家庭に、インターネットにつながる機器があることがわかります。

メールやSNSで連絡を取り合ったことがある



インターネットの利用について、家庭でルールがある



メールやSNSで連絡を取り合ったことがあるかどうかの調査です。連絡の相手が家族や友達も含まれています。学年が上がるにつれて、その経験率が上がっていることがわかります。

インターネットの利用について、家庭でルールがあるかの調査です。約4割の家庭で、家でルールがないと感じている子どもがいるということがわかりました。小学校3年生と中学校1年生のときにルールが多く作られていることがわかります。

インターネット活用の家庭ルール(例)

- 自分の電話番号・メールアドレスをむやみに教えないこと
- 携帯電話等は、家族が集まる場所等だけで使用し、自室に持ち込まないこと
- 夜9時以降は、携帯電話等を使用しないこと
- 不審なメール・知らない相手からのメール等があった場合は、すぐに知らせること
- 有料サイトの利用は親の許可を得ること
- メール等の文章は常に相手の立場に立って考え、相手を傷つけるような文章は使わないこと
- 困ったことや心配なことはすぐに相談すること

インターネットを使う時のルールがあると安心するね。



家族で話し合いを

インターネットは人間関係を豊かにするものでもあります。また有用な情報を得られる場所であるとともに、不適切な情報に触れてしまう場所でもあります。ネットは普通の生活と地続きであり、使い方によっては日常生活の問題が拡大され深刻なトラブルとなります。普通の生活を大人がしっかり見守るとともに、ネットの適切な利用について家族で話し合う機会を持つことが大切です。

小金井市教育委員会委員

浅野 智彦

【子どものネットトラブル相談窓口】(平成31年2月1日から平成31年2月28日まで)

小金井市教育相談所(メール相談) kyouiku-soudan.koganei@jcom.home.ne.jp

働き方改革キャンペーン月間の状況について【速報値】

1 期間

平成30年11月1日（木）～30日（金）の1ヶ月間

2 対象

市立小・中学校の全教員（時間講師を除く・臨時的任用教員を含む）

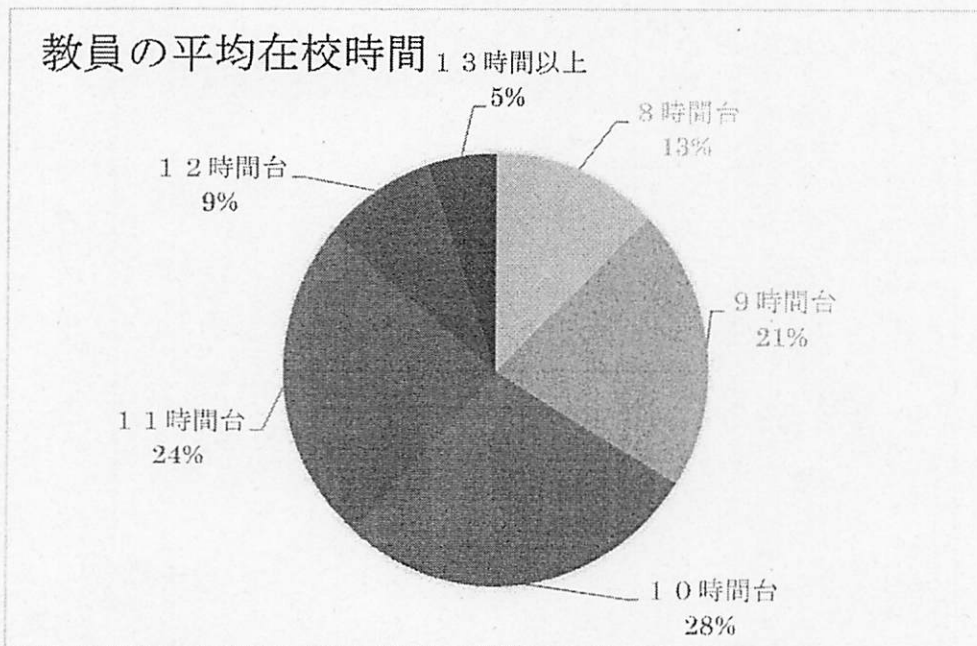
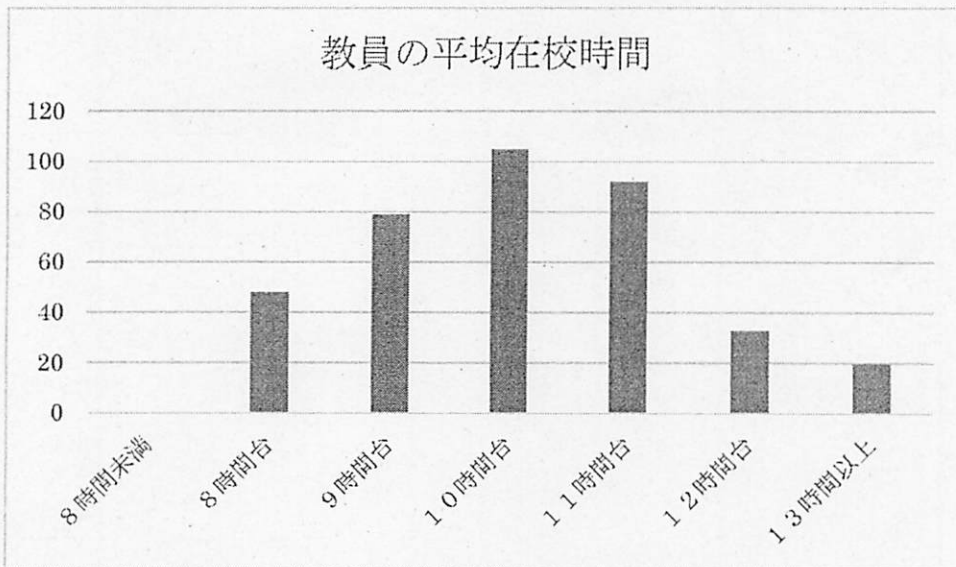
3 回収数

小学校計 251人 中学校計 126人 合計 377人

4 結果

1日あたりの在校時間が12時間を越える教員は14.1%

※昨年度調査では42.1%



※（在校時間）＝（1ヶ月の総在校時間）÷（勤務を要する日数）

報告事項4資料

平成31年1月8日
学校教育部指導室

小金井市立中学校部活動の在り方に関する方針

平成31年4月1日
小金井市教育委員会

小金井市立中学校部活動の在り方に関する方針

本方針策定の趣旨

本方針は、義務教育段階である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連をはかり、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 顧問は、活動方針及び活動計画を保護者に周知する。
- ④ 活動方針及び活動計画の様式は問わない。

2 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は生徒や教師の数、部活動外部指導者及び部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活を設置する。
- ② 小金井市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動外部指導者及び部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動外部指導者及び部活動指導員を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解

- し、生徒の自主的、自発的な活動となる指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合にも許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ③ 校長は、部活動の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適正な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
 - ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
 - ⑤ 小金井市教育委員会は、部活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適正な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。
 - ⑥ 小金井市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付け文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・整備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、「夏は『すきか？』と問いかけよう」（小金井市教育委員会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等適切に対応する。小金井市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

② 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合には、休養日を他の日に振り返る。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

② 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

教育委員会の今後の日程

平成31年1月8日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
成人の日記念行事	1月14日(月)	小金井 宮地楽器 ホール	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第3回理事会 第2回理事研修会	1月15日(火)	東京自治会館	福元委員
平成30年度 市町村教育委員研究協議会 (第5回・第6回)	1月23日(水) 2月26日(火) 午後1時00分	文部科学省 東館講堂及び会議室	福元委員 浅野委員
平成31年 第2回教育委員会定例会	2月12日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
中学校卒業式	3月20日(水)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月25日(月)	各小学校	全委員
平成31年 第3回教育委員会定例会	3月28日(木) 午後1時30分	801会議室	全委員